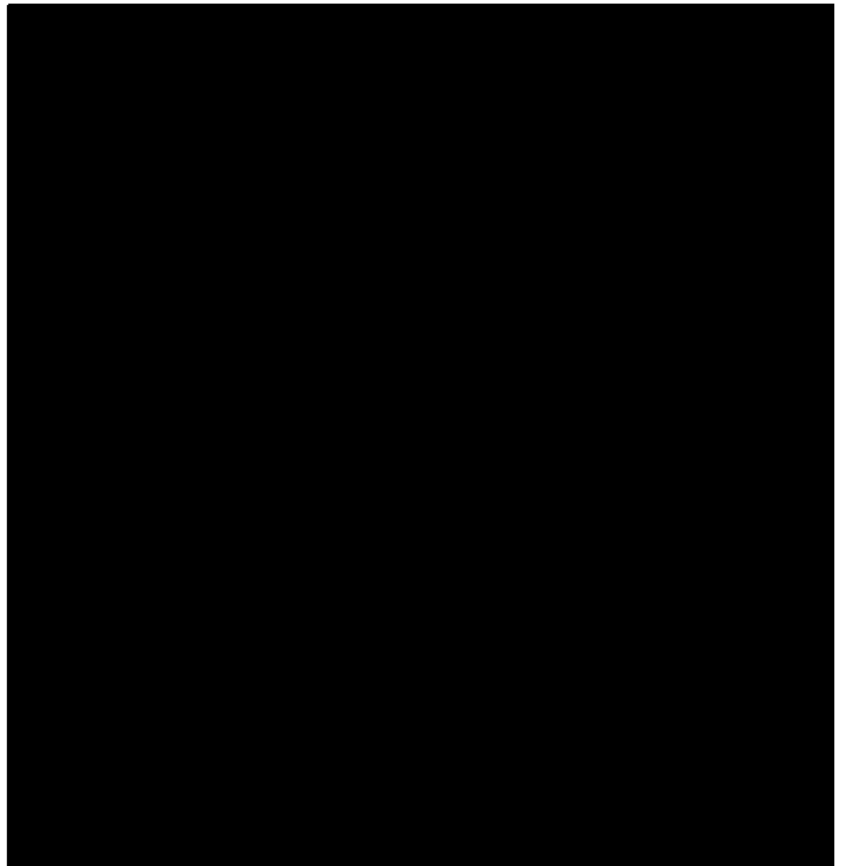


訴 状

2023年5月9日

大津地方裁判所彦根支部 御中



取締役会決議無効確認請求事件

当事者の表示	原告	別紙原告目録記載のとおり
	原告訴訟代理人	別紙訴訟代理人目録記載のとおり
	被告	別紙被告目録記載のとおり
訴訟物の価格	480万円	
貼用印紙額	2万9000円	

目次

第1	当事者	4
1	原告	4
2	被告	5
3	オアシス	5
第2	前提となる事実等	5
1	臨時株主総会の状況等	5
2	取締役会の状況	6
第3	3月24日付取締役会における各決議が無効であること	7
1	手続に係る瑕疵①（招集手続違反）	8
	（1）事実関係	8
	（2）検討	9
	（3）小括	9
2	手続に係る瑕疵②（通訳の不存在）	10
	（1）事実関係	10
	（2）検討	10
3	手続に係る瑕疵③（特別利害関係を有する取締役参加による決議成立）	11
	（1）はじめに	11
	（2）事実関係	12
	（3）検討	19
	（4）小括	20
第4	3月28日付取締役会における本件解職決議が無効であること	20
1	手続に係る瑕疵①（招集手続違反）	21
2	手続に係る瑕疵②（特別利害関係を有する取締役参加による決議成立）	21
3	オアシスへの機密情報漏洩	22
第5	結語	23

第6 求釈明.....	23
-------------	----

請求の趣旨

- 1 被告の2023年3月24日開催の取締役会における、海野薫取締役を被告の取締役会の議長に選任する旨の決議が無効であることを確認する
- 2 被告の2023年3月24日開催の取締役会における、三品和広取締役、トーステン・ゲスナー取締役及び嶋田亜子取締役を被告の指名・報酬諮問委員会の委員に選任する旨の決議が無効であることを確認する
- 3 被告の2023年3月28日開催の取締役会における、原告を被告の会長職から解職すると共に、原告と被告との間の一切の契約を解除する旨の決議が無効であることを確認する
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告（内山高一）は、被告の株主であり（持株数：33万4974株、2023年4月5日時点）（甲1の1：個別株主通知済通知書、甲1の2：個別株主通知済通知書）、また2022年6月23日まで被告の取締役及び代表取締役であった者である。原告は2022年6月23日、任期満了により被告の取締役及び代表取締役を退任し、被告との間で同日付委任契約（以下「本件委任契約」という。）を締結して、被告の会長職に就任した（甲2：IRニュース「代表取締役の異動に関するお知らせ」）。

2 被告

被告は、エレベーター、エスカレーター、動く歩道の研究開発・製造・販売・据付・保守をその事業内容とする株式会社である。なお被告は、東証プライム市場に上場している（甲3：履歴事項全部証明書）。

3 オアシス

オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「オアシス」という。）は、被告の株式に関する議決権を約16.52%保有する被告の株主であり（甲4：変更報告書）、被告の総株主等の議決権の10%以上の議決権を保有している主要株主（金融商品取引法163条1項）に該当する者である。オアシスはその拠点を香港に置くヘッジファンドであり、その運用資産の大半を日本の株式に投資していると言われている。またオアシスは、投資先の会社に対し、「エンゲージメント(対話)」と称した面談を経営陣に要求し、その提案が通らない場合、株主総会の場やマスメディアを使って主張を訴える戦術を展開することが多い。

第2 前提となる事実等

1 臨時株主総会の状況等

オアシスは、遅くとも2020年頃から被告の株式を保有し、被告に対する株主提案等を行うようになった。

そしてオアシス（厳密にはその関連法人）は、2022年12月1日、被告に対し、(i) 臨時株主総会の招集を請求すると共に、(ii) 同株主総会について、「社外取

締役6名解任の件」「社外取締役7名選任の件」等を議題とすること及びその議案の要領を株主に通知すること等を請求した。この請求を受けて被告は、2023年2月24日に臨時株主総会を開催することを決定し、同日に臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」という。）が開催された。

本件臨時株主総会開催の直前の時点において、被告の取締役は、①岡田隆夫（代表取締役、社内）、②浅野隆史（社内）、③土畑雅志（社内）、④杉田伸樹（社外）、⑤山添茂（社外）、⑥遠藤邦夫（社外）、⑦三品和広（社外）、⑧大石歌織（社外）の8名であった。本件臨時株主総会では、オアシスの提案した議案中、杉田氏（④）、山添氏（⑤）及び大石氏（⑧）を取締役から解任する決議が可決され、また、⑨トーステン・ゲスナー、⑩クラーク・ダグラス・グラニンジャー、⑪海野薫、⑫嶋田亜子を社外取締役に選任する決議が可決された（なお、その余のオアシス提案に係る取締役解任議案及び選任議案はいずれも否決された。）。

以上の結果、本件臨時株主総会開催直後の時点で、被告の取締役は、①岡田隆夫（代表取締役、社内）、②浅野隆史（社内）、③土畑雅志（社内）、⑥遠藤邦夫（社外）、⑦三品和広（社外）、⑨トーステン・ゲスナー（社外）、⑩クラーク・ダグラス・グラニンジャー（社外）、⑪海野薫（社外）、⑫嶋田亜子（社外）の9名となった。

2 取締役会の状況

2023年3月24日、被告において取締役会（以下「3月24日付取締役会」という。）が開催された。この取締役会は、本件臨時株主総会の後、初めて開催された取締役会であった。

この取締役会において、海野薫取締役（以下「海野取締役」という。）の動議により、海野取締役を取締役会議長として選定する議案が提案され、海野取締役、トーステン・ゲスナー取締役（以下「ゲスナー取締役」という。）、嶋田亜子取締役（以下「嶋田取締役」という。）、クラーク・ダグラス・グラニンジャー取締役（以下「グ

ラニンジャー取締役」という。)及び三品和弘取締役(以下「三品取締役」という。)の5名の賛成により、海野取締役を議長に選定する決議(以下「本件議長選定決議」という。)がなされた。なお、海野取締役を議長として選定する議案(以下「本件議長選定議案」)に対しては、全監査役から異議が述べられている。

また同じ取締役会において、やはり海野取締役から、三品取締役、ゲスナー取締役及び嶋田取締役を被告の指名・報酬諮問委員会の委員に選任する旨の議案が提案され、上記5名の賛成によって同議案も可決された(以下当該議案を「本件委員選任議案」といい、当該決議を「本件委員選任決議」という。)。なお「指名・報酬諮問委員会」とは、被告がコーポレートガバナンスの観点から任意に設けている諮問委員会である。被告では、取締役会が取締役の候補者を決定する際には、同委員会に諮問した上で決定することが義務付けられており(被告のコーポレートガバナンス基本方針第13条第4項)、被告の企業統治上、同委員会は強い影響力を有している。

更にその後、2023年3月28日、被告において取締役会(以下「3月28日付取締役会」という。)が開催され、3月24日付取締役会において議長に選定された海野取締役が取締役会議長として議事進行し、原告を会長から解職するとともに、本件委任契約を含む被告と原告との一切の契約を解除する旨の決議(以下「本件解職決議」という。)がなされた(甲5:IRニュース「人事異動(会長の解職)に関するお知らせ」)。

原告は、下記第3及び第4に述べる理由により、本件議長選定決議、本件委員選任決議及び本件解職決議の無効の確認を求めるものである。

第3 3月24日付取締役会における各決議が無効であること (請求の趣旨1及び2関係)

1 手続に係る瑕疵①（招集手続違反）

（1）事実関係

会社法上、取締役会は、「取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたとき」は、その取締役が招集することとされている（会社法366条1項但書）。これを受けて被告の定款では「取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。」（甲6：フジテック定款・22条1項）旨定めている（なお取締役会規定4条1項も同じ趣旨を定めている）。

また、同定款22条2項では、「前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。」と定めており（甲6）、取締役会規定4条2項も、「前項に定める取締役が招集できないとき、および議長を務められないときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役が招集および議長を務める。」と定めている（甲7：フジテック取締役会規定）。

これらの規定からすると、被告における取締役会は、原則として①「あらかじめ取締役会が定める取締役」が招集し、かつ議長を務める必要がある。また、②仮に①で定めた取締役が招集できないか、又は議長を務めることができないときは、「取締役会においてあらかじめ定めた順序により、」他の取締役が招集しかつ議長を務める必要があることになる。

なお、被告の定款では、取締役会の招集者が常に取締役会の議長を務めることとされており（甲6：フジテック定款・22条1項、2項）、このルールに例外は設けられていない。

そして被告の取締役会では従前、定款22条1項に基づき、取締役会の招集者を山添茂（社外取締役）と定めていた。また同2項に基づき、第2順位の招集者を杉田伸樹（社外取締役）と定めていたものの、それ以降の順位の招集者は定めていな

かった。

(2) 検討

上記のとおり、被告の取締役会では従前、定款22条1項に基づき、取締役会の招集者を山添茂（社外取締役）と定めていた。しかし、同氏は本件臨時株主総会において解任されたため、同人が被告の取締役会を招集した議長を務めることはできなくなった。

次に、このような場合、定款22条2項により、「取締役会においてあらかじめ定めた順序」による他の取締役が、取締役会を招集しかつ議長を務める必要がある。しかし、第2順位の招集者と定められていた杉田伸樹氏も、本件臨時株主総会で解任されたため、同氏が被告の取締役会を招集し議長を務めることもまたできなくなった。

この状況及び被告の定款の定め等を踏まえると、被告においては、①まず（3月24日付取締役会より前の）取締役会において、取締役会を招集する取締役を定める必要があり、②その取締役が、3月24日付取締役会を招集しかつ議長となる必要があったことは明らかである。しかし、被告は①の手続を怠ったまま3月24日付取締役会を招集し開催しており、この点において当該取締役会の招集手続は、会社法366条1項但書及び定款22条1項に違反している。

また、被告の定款上、取締役会の招集者が取締役会の議長を務めることとされており、このルールに例外は設けられていない。しかし3月24日付取締役会では、取締役会の招集者と議長が一致しておらず、この点でも当該取締役会は定款22条1項に違反している。

(3) 小括

以上のとおり、3月24日付取締役会には、法令及び定款に違反して招集手続が行われた等の重大な手続上の瑕疵があるから、3月24日付取締役会決議はいずれも無効である。

2 手続に係る瑕疵②（通訳の不存在）

（1）事実関係

本件臨時株主総会開催直後の時点で、被告の取締役は9名となり、うち2名に外国人が含まれていた。従前の被告においては、このような場合、取締役会の審議における当然の前提として、会議言語を日本語と設定した上で同時通訳を依頼し、当該取締役会における全ての構成員が、その議論の内容を十分理解できるような措置を講じていた。

しかしながら、3月24日付取締役会は紛糾したため、当初予定時間は1時間であったのに対し、実際は約3時間以上を要することとなった。このため、被告が依頼していた同時通訳担当者が時間切れとなり、取締役会は途中から、海野取締役、ゲスナー取締役、嶋田取締役、及びグラニンジャー取締役（以下「海野取締役ら4名」という。）が同時通訳担当者なしで、勝手に英語で話すという事態となった。以上のような混乱状況の中で、本件議長選定決議及び本件委員選任決議（以下併せて「3月24日付取締役会決議」という。）がなされた。

（2）検討

ア 同時通訳等の不在は取締役会決議無効原因であること

そもそも、会社法が公開会社において取締役会を必須の設置機関としている理由

(会社法327条1項1号参照)は、取締役会という合議体において、取締役間で十分に議論を行わせることが、株主の利益の保護に資すると考えられたためである。よって、仮に取締役会の構成員中に、日本語を母国語とする者及び英語を母国語とする者の双方がいるときは、全ての取締役が各々の発言内容を十分理解できるよう、会社において同時通訳等の措置を講じておかなければならないのは明らかである(発言内容が不明であるのに取締役間で十分な議論を行うこと等はおよそ不可能である)。

よって、会社がそのような同時通訳等の措置を講じないまま、取締役会において何らかの決議をしたとしても、当該取締役会の手続には重大な瑕疵があるから、当該取締役会決議は無効というべきである。

イ 3月24日付取締役会について

本件における3月24日付取締役会では、同時通訳担当者が時間切れとなった結果、取締役会の途中から、一部の取締役が同時通訳担当者なしで、勝手に英語で話すという事態が生じ、そのような混乱状態の中で一連の決議が行われていた。しかし、上記アで述べた点に鑑みれば、このような事態の下で決議を行うことを会社法が許容していないことは明らかであり、当該取締役会の手続には重大な瑕疵があるというべきである。

よって、3月24日付取締役会決議はいずれも無効である。

3 手続に係る瑕疵③(特別利害関係を有する取締役参加による決議成立)

(1) はじめに

会社法上、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、その議決

に加わることができない（会社法369条2項）。「特別の利害関係」とは、特定の取締役が、当該決議について、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないしは会社外の利害関係をいう（落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関（2）』292～293頁）。

そして、以下に述べる事情に照らせば、3月24日付取締役会決議に関して、海野取締役ら4名には「特別の利害関係」があるというべきである。それにもかかわらず、3月24日付取締役会決議は上記の者が参加した上で成立しているから、3月24日付取締役会決議はいずれも無効である。

（2）事実関係

ア 海野取締役ら選任の経緯

まず、上記第2の1で指摘したとおり、海野取締役ら4名は、本件臨時株主総会において、オアシスの株主提案に基づき選任された取締役である。

イ 全上程議案の内容は、オアシスが従前から強く要求していた事項と同一であること

次に、海野取締役が3月24日付取締役会において上程した議案の内容（以下「全上程議案」という。）は、オアシスが従前から強く要求していた事項と同一であった。すなわちオアシスは、2023年3月7日、被告に対し、レター（以下「オアシスレター」という。）（甲8：オアシスレター）を送付しており、同レターには、被告の経営に関するオアシスの要求が詳細に記載されていたところ、全上程議案の内容は、このオアシスレターに含まれる要求と実質的に同一であったのである。以下、この点を詳しく述べる。

(ア) オアシスレター・項目1について

まず、オアシスは被告に対し、オアシスレターにおいて、「1 フジテックは内山高一氏と一切の関係を断つこと」と題する項目において、原告との顧問契約等全ての契約停止、社用車及び秘書を含むあらゆる便宜供与の中止、原告の被告のオフィスへの出入り禁止、会社の非公開情報へのアクセス遮断を求めている（甲8：オアシスレター・項目1参照）。

一方、3月24日付取締役会では、海野取締役は、当日予定していない新たな議案として、原告を被告会長職から解職すること、並びに（原告による）会社施設への立ち入り・社用車使用・秘書との連絡・非公開情報へのアクセスを禁止すること、原告に会社貸与備品を返却させること等を提案した（以下、当該提案を「本件解職議案」という。ただし最終的には、同議案についてこの取締役会では採決されず、3月28日付取締役会において採決された。後記第4参照）。

上記オアシスレターと海野取締役が上程した本件解職議案の内容を下図に整理すると、原告の会長解職等に関して内容的同一性が認められる。

オアシスレター	本件解職議案
原告との顧問契約等全ての契約停止	原告の解職
社用車の中止	社用車使用禁止
秘書に係る便宜供与の中止	秘書との連絡禁止
オフィスへの出入り禁止	会社施設への立ち入り禁止
非公開情報へのアクセス遮断	非公開情報へのアクセス禁止

(イ) オアシスレター・項目2について

次に、オアシスは被告に対し、「2 指名委員会の抜本の見直し」と題する項目に

において、指名委員会は社外取締役のみで構成されるべきであり、当該構成員は海野取締役、ゲスナー取締役、及び三品取締役の3名が選出されるべき旨述べている。

(甲8：オアシスレター・項目2参照)。

一方、3月24日付取締役会では、海野取締役は、当日予定していない新たな議案として、指名・報酬諮問委員会の委員選定に関する発議をし、三品取締役を委員長とし、ゲスナー取締役及び嶋田取締役を委員とする本件委員選任議案を提出していた。

上記オアシスレターと海野取締役が上程した本件委員選任議案の内容を下図に整理すると、指名委員会の構成について、三品取締役及びオアシスの株主提案によって候補者とされていた取締役2名を構成員とする点に関して内容的同一性が認められる。

オアシスレター	本件委員選任議案
指名委員会の抜本的見直し	指名・報酬委員会の委員選定
構成は三品取締役及びオアシスの株主提案によって候補者とされていた取締役2名の計3名（ゲスナー取締役、海野取締役、及び、三品取締役）	構成は三品取締役及びオアシスの株主提案によって候補者とされていた取締役2名の計3名（ゲスナー取締役、嶋田取締役、及び、三品取締役）

(ウ) オアシスレター・項目3について

さらに、オアシスは被告に対し、「3 日本初となる女性の取締役会議長就任」と題する項目において、女性の独立社外取締役たる海野取締役を取締役会議長に指名すべきことを求めている（甲8：オアシスレター・項目3参照）。

一方、3月24日付取締役会では、海野取締役から、取締役会の冒頭で、当日予定していない新たな議案として、海野取締役自らを議長として選定するよう発議がなされている。

上記オアシスレターと海野取締役が上程した本件議長選定議案の内容を下図に整理すると、海野取締役の議長選定に関して内容的同一性が認められる。

オアシスレター	本件議長選定議案
女性の独立社外取締役たる海野取締役を取締役会議長とすること	海野取締役を取締役会議長とすること

(エ) 小括

このように、オアシスレターと取締役会の全上程議案が、指名・報酬諮問委員会の構成員において若干の相違があること以外は細部に至るまで合致した内容となっていることに照らせば、3月24日付取締役会における全上程議案は、まさにオアシスの要求そのものを反映した議案である。

実際、3月24日付取締役会の場において、海野取締役は、本件委員選任議案がオアシスレターに似ていることを認めたとえ、その理由として海野取締役、グランジャー取締役、ゲスナー取締役、三品取締役、鳴田取締役の5名全員で、他の取締役には知らせないまま、当該議案について予め協議した結果であること、その上で当該議案を5名以外の取締役に知らせることもなく突如として上程したことを認めている。

また、これに加え、オアシスレターは2023年3月7日付で被告に送付されている一方、全上程議案は2023年3月24日の取締役会において上程されており、オアシスレターの送付日から中12営業日後という時間的に近接した時期になされていることに照らしても、全上程議案はオアシスの要求そのものを反映した議案であるといえる。

以上のとおり、全上程議案の内容及び当該議案を踏まえた3月24日付取締役会決議は、オアシスが従前から強く要求していた事項と同一である。

ウ 3月24日付取締役会の状況

(ア) 議案の提案者は海野取締役であったこと

上記イでも指摘したとおり、全上程議案を提案したのは、全て海野取締役であった。

(イ) 海野取締役らの発言等

海野取締役ら4名は、全上程議案を審議する際、いずれも全上程議案に賛成するという趣旨のみを述べ、当該議案の内容のメリット及びデメリットを掘り下げて検討する趣旨の発言や、その内容に疑問を呈する発言等を一切行わなかった。

例えばグラニンジャー取締役は、海野取締役を議長とする議案の審議において、「先月の総会の結果は無視できない。議長は早急に選任すべき。海野氏を支持する。」という趣旨を発言している。

しかしグラニンジャー取締役が指摘する本件臨時株主総会では、従前から社外取締役であった遠藤邦夫取締役及び三品和弘取締役の解任は否決され、留任することが認められている。また、従前から社内取締役であった岡田隆夫取締役、浅野隆史取締役及び土畑雅志取締役についても、特に解任の株主提案がなされたり、総会当日に解任の動議がなされることもなく、留任することが当然に認められている。(甲9：IRニュース「臨時株主総会決議の結果等に関するお知らせ」)

かかる株主総会決議の結果に照らせば、例えば留任が明示又は黙示に認められた遠藤取締役が取締役会議長になったとしても、全株主の意向が反映される株主総会決議の結果を無視することにはならない。

一方、海野取締役を議長として早急に選任すべき理由を総会決議の結果に見出すことはできず、強いて挙げるなら、オアシスレターで要求されていること以外に

海野取締役を早急に議長とすべき根拠はない。

要するに、グラニンジャー取締役は総会の結果に現れる全株主の意向という言葉を用いているが、その発言の実質は一株主に過ぎないオアシスの意向を代弁しているに過ぎないものである。

(ウ) 三品取締役の発言①

全上程議案に賛成した三品取締役は、本件議長選定議案の審議において、「臨時株主総会であったようなことは世界ではプロキシーファイトとって、しょっちゅうあることです。それで明確に株主の意思が示されたと。得票数において明確な意思が示された後ですね。得票数において、勝った側が取締役会をコントロールしないというこれは世界のガバナンスの標準から見ると異常な事態です。」と発言し、得票数において勝った側が取締役会をコントロールするべき旨述べている。

この点、2023年2月24日の本件臨時株主総会においてプロキシーファイトをしていたのは、会社提案をしていた被告と株主提案をしていたオアシスであり、社外取締役の選任においては、会社提案が否決されオアシスの提案が一部可決されたことを踏まえると、三品取締役はオアシスを「勝った側」と評価していると認められる。

そのうえで、三品取締役は、世界のガバナンスの標準から見ると「勝った側」であるオアシスが取締役会をコントロールするべき旨述べている。

しかし、当該発言は、得票数によって示されるのは全株主の意向であり、かつ、取締役会は株主共同利益のために運営されるべきものであって、株主提案をしてプロキシーファイトで議案が可決された特定の株主のために運営されるものではないという会社法上の基本に関する理解を欠いている。

そもそも議決権は、株主権のうち株主共同利益のために行使される共益権に属するものであるから、議決権行使の結果（得票数）は本来、二当事者間の勝ち負けと

いう構造でとらえることはできない。

以上のとおり、三品取締役は、共益権たる議決権行使の結果を踏まえた取締役会の運営が全株主共同の利益のために運営されるべきという会社法上の基本事項を理解せずに、一株主に過ぎないオアシスに迎合してオアシスが取締役会をコントロールすべき旨述べている。

(エ) 三品取締役の発言②

また、三品取締役は、本件委員選任議案の審議において、当該委員会に係る原案作成については「筆頭株主の意見も考慮した」こと、及び、「社内取締役3名の訴訟（原告代理人注：オアシスによる社内取締役3名に対する役員解任の訴えのことと考えられる。）が提起され、解任された場合に備えて急ぐべきである」旨を説明している。

まず、三品取締役の「筆頭株主の意向も考慮した」旨の発言は、まさに被告の全株主ではなく、筆頭株主たるオアシスの意向を考慮したことを明らかにするものである。

また、オアシスは、被告に対し、オアシスレターにおいて、被告から具体的なガバナンスの改善が見られない場合の次のステップとして「岡田社長、遠藤社外取締役、他取締役の解任に向けた株主提案の実施」を検討する旨示している。（甲8：オアシスレター・5頁）

本来、一株主に過ぎないオアシスが役員解任に係る株主提案や役員解任の訴えをしてきたとしても、被告としては、株主共同の利益の観点から、当該提案や訴えに応じるか否かを判断すればよいはずである。また、オアシスの株主提案や訴えが全株主の利益の観点から不当なもの判断すれば、解任を求められた取締役側にフジテックが訴訟参加等することでオアシスの提案や訴えを退けることも可能なはずである。

しかし、三品取締役は「社内取締役3名の訴訟が提起され、解任された場合に備えて急ぐべきである」と発言していることから明らかなように、三品取締役は、株主共同の利益を考慮することなく、安易に一株主に過ぎないオアシスの意見に迎合しているのである。

(オ) 海野取締役らは本件議案に賛成したこと

更に上記第2の2で指摘したとおり、海野取締役ら4名は、全上程議案にいずれも賛成し、その結果、本件議長選定議案及び本件委員選任議案が可決されている。

(3) 検討

上記のとおり、海野取締役ら4名は、オアシスの株主提案に基づき選任された取締役であり、かつ、全上程議案の内容は、オアシスが従前から被告に対し強く要求していた事項であった。このように一株主（のみ）が強く要求している事項について、当該株主の株主提案に基づき選任された取締役が、(当該株主の利益ではなく、)何が会社全体にとって利益となるかという点から、当該議案を検討しその賛否を判断することは、通常は極めて困難である。

実際も、3月24日付取締役会において全上程議案を提出したのは、まさにオアシスの株主提案により取締役に選任された海野取締役であった。そして海野取締役ら4名は、当該取締役会において、全上程議案の内容のメリット及びデメリットを掘り下げて検討する趣旨の発言や、その内容に疑問を呈する発言等を一切行わず、盲目的に全上程議案に賛成していた。言い換えれば海野取締役ら4名は、当該取締役会において、オアシスの意向に盲目的に追随し、その意見を代弁する、オアシスの傀儡というべき存在になっていた。さらに、全上程議案に賛成した三品取締役は、株主共同の利益を考慮することなく、安易に一株主に過ぎないオアシスの意見に迎

合する趣旨の発言をしていた。

これに加え、被告は、コーポレートガバナンス基本方針において、主要株主との取引については原則として行わないことを基本方針とし、各種の手續を通じて関連当事者取引により被告及び株主共同の利益が害される事態を防止する旨定めている。

(甲10：コーポレートガバナンス基本方針・5条1項、3項)。この基本方針の実質的な趣旨に鑑みれば、主要株主でもある一株主の株主提案に基づき選任された取締役が、被告及び株主共同の利益を顧みることなく、当該主要株主(のみ)の意見に沿って取締役会で議決権を行使すること等も、また避けなければならない行為であることは明白である。

以上に鑑みれば、海野取締役ら4名には、全上程議案に係る3月24日付取締役会決議につき、会社(被告)に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる、一株主(オアシス)との「個人的利害関係」ないしは「会社外の利害関係」があり、言い換えれば3月24日付取締役会決議について特別の利害関係があるというべきである。

(4) 小括

以上のとおり、海野取締役ら4名には、3月24日付取締役会決議について「特別の利害関係」(会社法369条2項)が存することから、当該議決に参加することはできなかつたものである。それにもかかわらず、海野取締役ら4名はその議決に参加したのであるから、3月24日付取締役会決議は会社法369条2項に違反するものであり、いずれも無効である。

第4 3月28日付取締役会における本件解職決議が無効であること

(請求の趣旨第3項関係)

1 手続に係る瑕疵①（招集手続違反）

3月28日付取締役会にも、3月24日付取締役会と同様の招集手続に係る瑕疵が存する。すなわち被告においては、①まず（3月28日付取締役会より前の）取締役会において、取締役会を招集する取締役を定める必要があり、②その取締役が、3月28日付取締役会を招集しかつ議長となる必要があった。しかし被告は①の手続を怠ったまま3月28日付取締役会を招集し開催しており、この点において当該取締役会の招集手続は、会社法366条1項但書及び定款22条1項に違反している。

以上のとおり、3月28日付取締役会には、法令及び定款に違反して招集手続が行われた等の重大な手続上の瑕疵があるから、3月28日付取締役会における本件解職決議は無効である。

2 手続に係る瑕疵②（特別利害関係を有する取締役参加による決議成立）

上記のとおり3月24日付取締役会では、海野取締役から、原告を被告会長職から解職すること、並びに（原告による）会社施設への立ち入り、社用車使用、秘書との連絡、非公開情報へのアクセスを禁止すること、原告に会社貸与備品を返却させること等が本件解職議案として提案されていた。しかし同提案については、3月24日付取締役会では採決されず、3月28日付取締役会において採決がされ、同取締役会において本件解職決議が成立した。

そして、上記第3の3で述べた点と同じ理由により、海野取締役ら4名には、本件解職決議について、特別の利害関係があるというべきである。

よって、海野取締役ら4名には、本件解職決議に係る議決に参加することができなかったものである。それにもかかわらず、海野取締役ら4名はその議決に参加し

しているから、本件解職決議は会社法369条2項に違反するものであり無効である。

3 オアシスへの機密情報漏洩

なお、オアシスのセス・フィッシャー氏が2023年3月30日にニュース専門放送局であるCNBCへの取材で発言した内容によれば、3月28日付取締役会における機密情報がオアシスに漏洩していたことは明らかである。

すなわち、本件解職決議は、社内取締役及び社外取締役の全会一致の決議でなされているが、「全会一致」であったという事実は2023年3月28日付の被告のIRニュースでは一切公表されておらず（甲5：IRニュース「人事異動（会長の解職）に関するお知らせ」参照）、2023年4月7日付の被告のIRニュースにおいて初めて公表されたものである（甲11：IRニュース「内山前会長の解職等に関する当社取締役会の見解及び第三者委員会による追加調査及び検証の終了に関するお知らせ」）。

しかし、オアシスのセス・フィッシャー氏は、2023年3月30日のCNBCの取材において、「私たちが長い間取り組んできた内山が、やっと退任しました。これは取締役会の全会一致の決定でした。会社のガバナンスに劇的な改善を与え、会社の運営に劇的な改善をもたらすことができるビッグニュースなのです。」と発言¹し、これを受けたCNBCのニュース記事の見出しでは「会長を解任する全会一致の取締役会の決定は、フジテックにとって「大きな勝利」である、と筆頭株主は言う」という表題²が付されている。（甲12の1：CNBCネット記事、甲12の2：CNB

¹ 発言の原文は「Uchiyama which we have been working on for a long period of time is now fully out of the company. That was a unanimous decision by the board - this is big news that can give dramatic improvements in the governance of the company and dramatic improvements in the operations of the company.」である。

² 表題の原文は「Unanimous board decision to oust chairman a 'big win' for Fujitec, says its top shareholder」である。

C ネット記事の日本語訳)。つまり、オアシスのセス・フィッシャー氏は、本件解職決議が「全会一致」でなされた事実を被告による公表がなされる前の2023年3月30日には把握してうえで発言しているのである。

通常、取締役会の議決が全会一致であったかどうかは、裁判所の許可を得て取締役会議事録を閲覧する方法（会社法371条2項、3項）などによらなければ、株主は知りえない機密情報である。それにもかかわらず、オアシスのセス・フィッシャー氏が、被告による3月28日付取締役会決議の直後には公表前の「全会一致」の事実を知っていたのであるから、3月28日付取締役会における機密情報がオアシスに漏洩していたことは明らかである。

かかる機密情報漏洩は、海野取締役ら4名のいずれか又は全員がオアシスに対して行ったことによるものであること以外の事情は考え難く、海野取締役ら4名には本件解職決議について特別の利害関係があることを裏付ける事実であると評価できる。

第5 結語

よって、原告は請求の趣旨記載の判決を求め、本訴訟の提起に及ぶものである。

第6 求釈明

原告は、被告に対し、3月24日付取締役会及び3月28日付取締役会について、その議事録（各取締役の詳細な発言内容が分かるもの）を提出するよう釈明を求める。

以 上

証拠方法

証拠説明書（1）記載のとおり。

附属書類

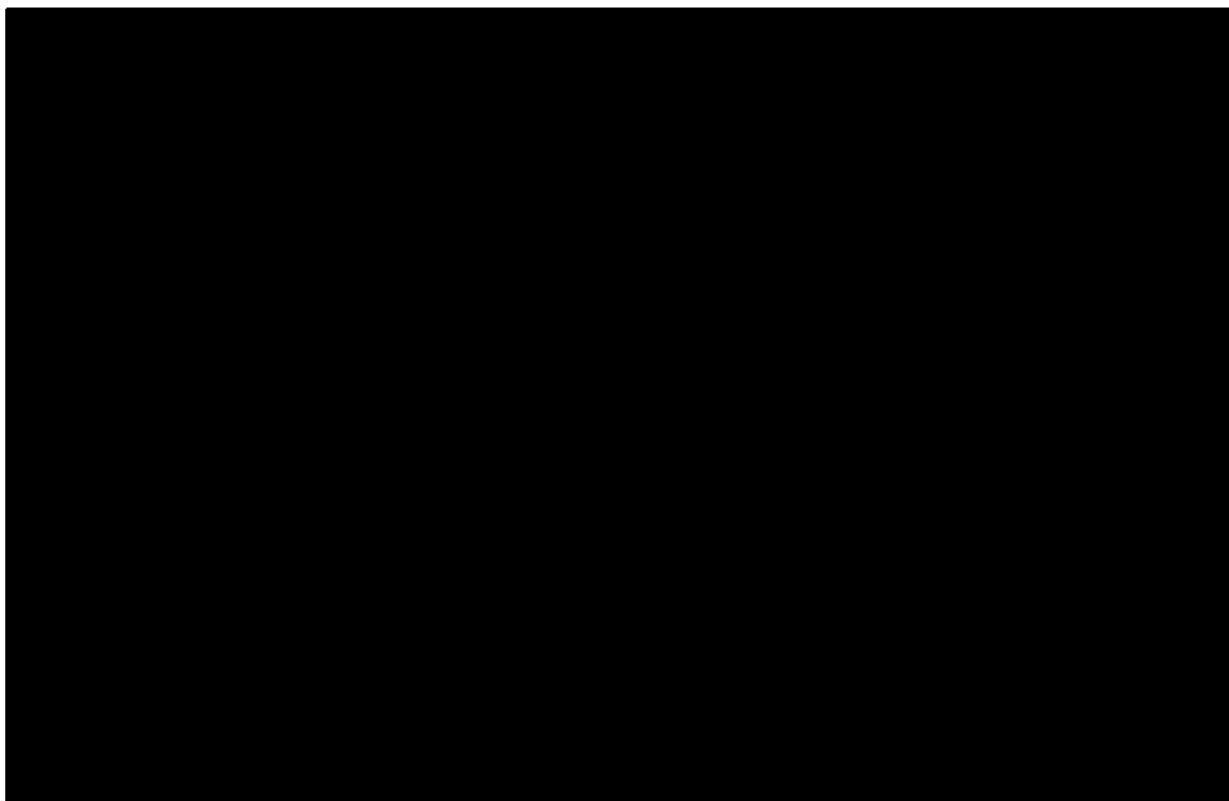
- 1 資格証明書 1通
- 2 甲号証（写し） 各1通
- 3 訴訟委任状 1通

原告目録



内山 高一

原告訴訟代理人目録



別紙

被告目録

〒522-8588 滋賀県彦根市宮田町591-1

フジテック株式会社

上記代表者代表取締役 岡田 隆夫

以上